

# 児童福祉施設等の事業復旧に係る設備整備について (東日本大震災復興特別会計)

27年度予算(案):22百万円(26年度予算額:16百万円)

## 1 事業内容

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画上、平成27年度に復旧予定の施設などの災害復旧事業とあわせ、事業再開のために必要な備品・設備等に要する経費について財政支援を行う。

## 2 補助対象施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、認定こども園(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分)、へき地保育所、認可外保育施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、児童厚生施設、母子福祉センター、母子休養ホーム、母子健康センター、放課後健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業

## 3 実施主体

県・指定都市・中核市

## 4 補助率

定額補助

# 保健衛生施設等災害復旧費補助金

27年度予算案 54,560千円  
(復興庁計上)  
(26年度予算額 731,231千円)

東日本大震災で被災した保健衛生施設等の復旧を支援し、地域住民の健康確保や疾病予防など公衆衛生の確保を図る。

## 事業内容

施設種別	通常補助率 (災害復旧)	嵩上げ措置
市町村保健センター	1/3	1/2

### 【基本方針の該当箇所】

#### 5 復興施策

(2) 地域における暮らしの再生  
(地域の支え合い)

(ii) 被災者が安心して保健・医療、  
介護・福祉・生活支援サービス  
を受けられるよう、施設等の復  
旧のほか…環境整備を進める。

## 積算の考え方

東日本大震災で被災した保健衛生施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成27年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

## 水道施設の災害復旧に対する支援（復興） 〈復興庁一括計上〉

27年度予算案 165億円  
(26年度予算額 149億円)

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成27年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

（交付対象）

- ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設（注1）を復旧する事業  
→ 〈補助率〉 80/100~90/100（特別立法による嵩上げ。通常は1/2）
- ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設（注2）を復旧する事業  
→ 〈補助率〉 1/2（通常は補助対象外）
- ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの  
→ 〈補助率〉 1/2（通常は補助対象外）

（注1） 50人以上100人以下を給水人口とする水道施設 （注2） 配水管から分岐して最初の止水栓までの部分

## 【目的】

- 21年度補正予算において、地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県に基金を設置。
- 22年度補正予算において、対象地域を都道府県単位(三次医療圏)の広域医療圏における医療提供体制の課題を解決するために基金を拡充。
- 23年度補正予算において、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のうち、津波等で甚大な被害を受けた地域を中心に基金を拡充。
- 24年度予備費を活用し、被災地(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における医療施設の早期復旧・復興について、更なる医療復興支援が必要なため、被災県が医療の復興計画等に定める事業を支援するために基金を拡充。
- 24年度補正予算にて、地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時(平成22年度)以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うために基金を拡充。
- 27年度当初予算にて、被災県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)が医療の復興計画等に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時(平成23年度)以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うために基金を拡充。

## 【対象事業】

- 都道府県が策定する地域医療再生計画、医療の復興計画に基づく事業を支援

財源	予算措置額	対象地域	再生 計画	復興 計画	計画期間
平成21年度補正予算	2,350億円	二次医療圏を基本とする地域(94地域×25億円)	○		平成25年度まで
平成22年度補正予算	2,100億円	都道府県単位(三次医療圏) ※一次・二次医療圏を含む広域医療圏	○		平成25年度まで
平成23年度補正予算	720億円	被災3県(岩手、宮城、福島)		○	平成27年度まで
平成24年度予備費	380億円	被災3県及び茨城県		○	平成27年度まで (茨城県については、平成25年度まで)
平成24年度補正予算	500億円	都道府県単位	○		平成25年度末までに開始した事業 〔これまで交付した分で25年度までと していたものも同様の扱いとする。〕
平成27年度当初予算案	172億円	被災3県及び茨城県		○	平成27年度まで

# 地域医療支援センター運営事業

平成26年度以降、地域医療介護総合確保基金を活用して実施

医師の地域偏在（都市部への医師の集中）の背景

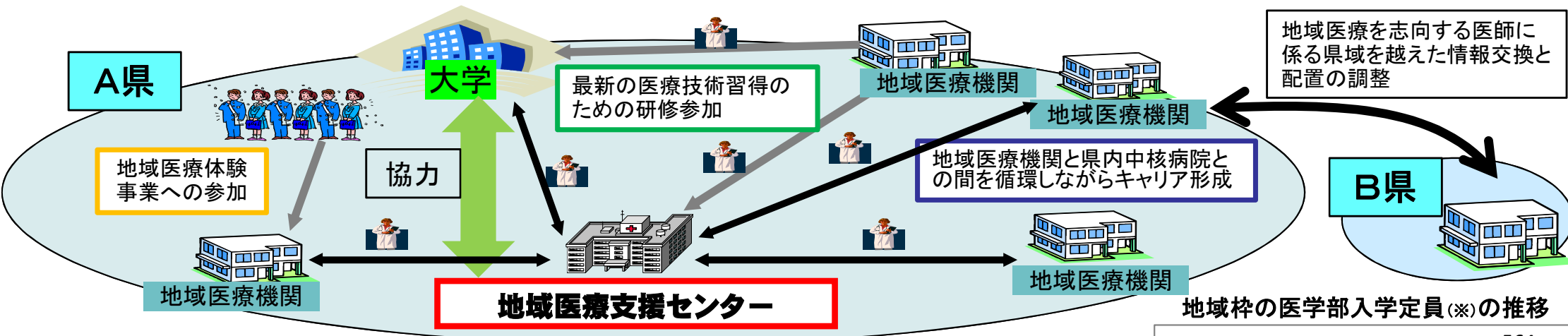
➤ 高度・専門医療への志向、都市部の病院に戻れなくなるのではないかという将来への不安等

## 地域医療支援センターの目的と体制

- 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーの確立。
- 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 専任の実働部隊として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。

・ 人員体制：専任医師2名、専従事務職員3名

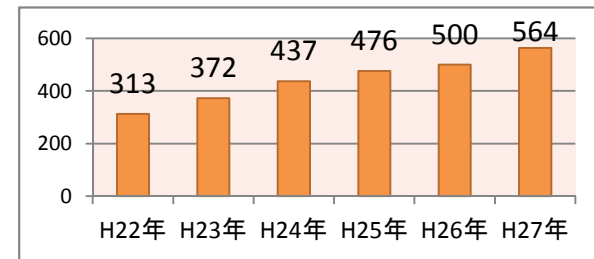
・ 設置場所：都道府県庁、〇〇大学病院、都道府県立病院等



## 地域医療支援センターの役割

- 都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析し、優先的に支援すべき医療機関を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学などの関係者と地域医療対策協議会などにおいて調整の上、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 医師を受入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。また、公的補助金決定にも参画。

地域枠の医学部入学定員(※)の推移



(※) 医学部の定員増として認められた分であり、このほか、既存の定員等を活用し都道府県と大学が独自に設定した地域枠もある。

- 平成26年12月現在、全国43都道府県で地域医療支援センターを設置している。
- 平成23年度以降、42都道府県で合計2,170名の医師を各都道府県内の医療機関へあっせん・派遣をするなどの実績を上げている。(平成26年7月時点)

# 被災地における福祉・介護人材確保事業

平成27年度予算案 1.8億円(1.9億円) (東日本大震災復興特別会計)

## 【目的】

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、特に福祉・介護人材の確保が困難になっている福島県で従事する介護人材を広域的に確保する

## 【ポイント】

- 県外からの就職予定者に対し、福島県相双地域等の介護施設等における就労を条件として奨学金(学費15万円(上限)、就職準備金30万円)を貸与するもの(※2年間就労した場合に全額返済免除)
- 貸付対象者は他地域から就労する者であることに配慮し、現地の住宅情報の提供等、住まいの確保を支援する

## 【事業概要】福島県が適当と認める団体(実施主体)

### 研修受講費の貸与

#### 【貸付対象者】

福島県相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者

#### 【研修メニュー】

- ・無資格者 介護職員初任者研修
- ・有資格者 県社協等が実施する現任者向け研修

#### 【貸付内容】

- ①学費 15万円を上限(実費の範囲内)
- ②就職準備金 30万円  
※ 就職準備金には、住宅確保に要する初期費用(敷金等)相当額を含む

#### 【貸付条件等】

- ・福島県が適当と認める団体が示す施設における就労を条件
- ・当該施設で2年間従事した場合は全額返済免除  
※ 就職準備金部分は1年間の従事により免除

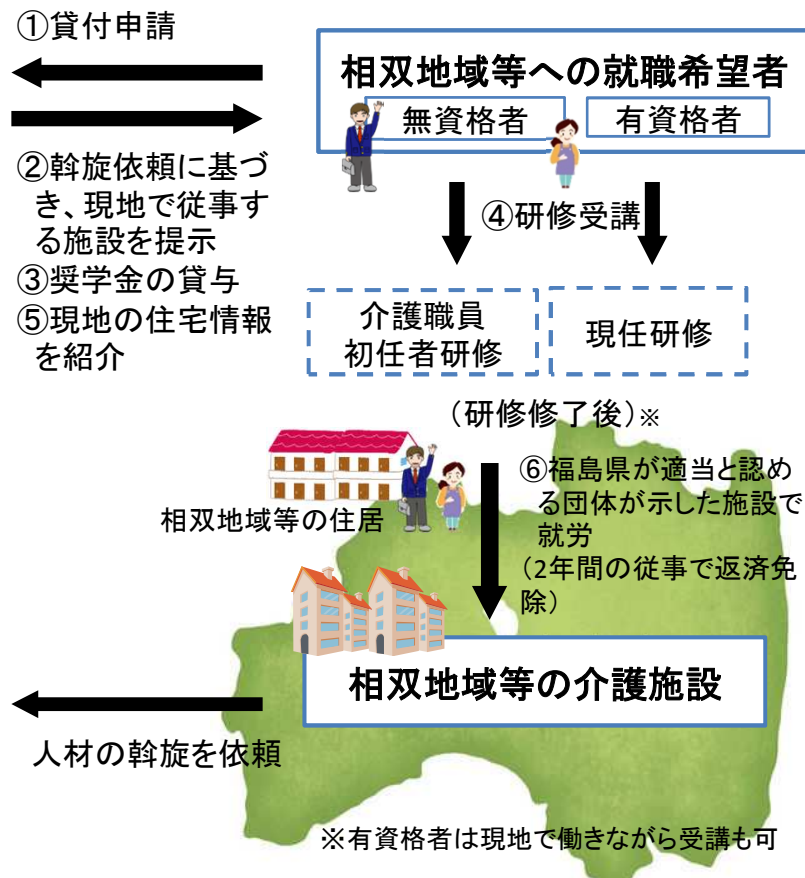
### 住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

### 事業の広報

※ 本事業は福島県単独事業と連携して実施

## 【事業の流れ】



# 東日本大震災に対応した雇用創出基金事業 (震災等対応雇用支援事業)の拡充

平成27年度予算額  
107億円

## 趣 旨

- 東日本大震災に伴い、平成23年度第3次補正予算において震災等緊急雇用対応事業を創設。
- 被災地での雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として多くの被災者が避難する状況が続いているため、震災等対応雇用支援事業について、基金の積み増し・実施期間を延長を行い、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図る。

## 事業規模

平成23年度1次補正	500億円
平成23年度3次補正	2,000億円
平成24年度補正予算	500億円
<b>平成27年度予算額</b>	<b>107億円</b>

## 震災等対応雇用支援事業の概要

### ◆ 事業内容

- 基金の積み増し額: 107億円
- 事業実施期間の延長: 平成26年度末までに事業開始(平成27年度末まで)  
→ 平成27年度までに事業開始(平成28年度末まで)
- 実施地域: 被災3県(岩手、宮城、福島)の災害救助法適用地域(岩手・宮城は沿岸部)
- 対象者: 被災求職者(被災3県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)

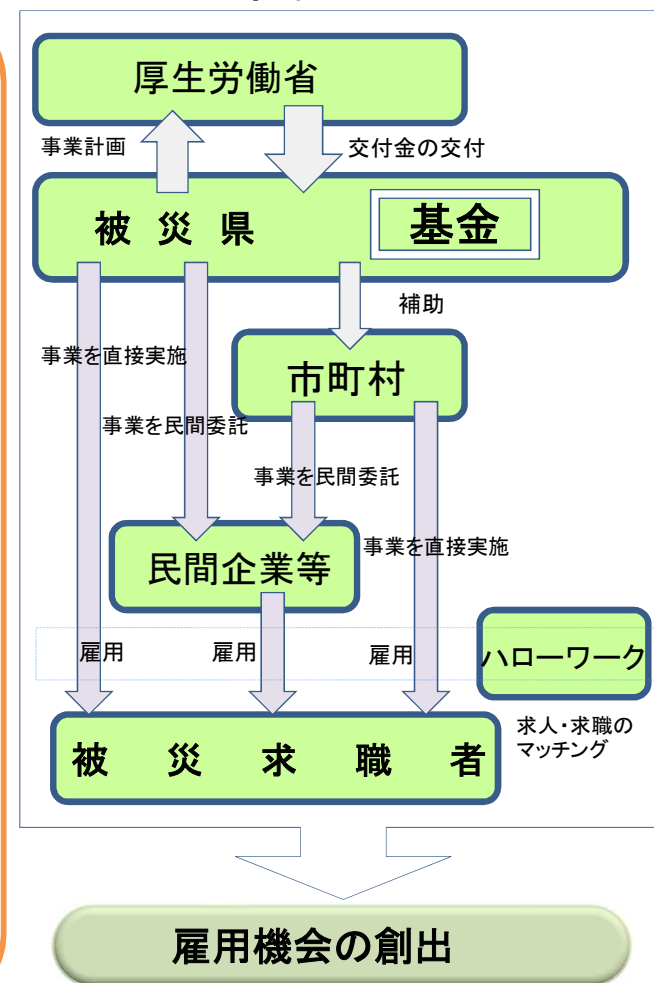
### ◆ 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能。

### ◆ 実施要件

- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内。ただし、複数回更新可とする。

## 《事業スキーム》



# 事業復興型雇用創出事業の拡充

平成27年度予算額  
122億円

- 被災地で安定的な雇用を創出するため、「雇用復興推進事業」を創設し、産業政策と一体となった雇用面での支援を行っているが、被災地では土地のかさ上げに時間を要するなど、企業の施設整備等を含め、本格的な雇用復興にはなお時間を要する状況にある。
- このため、産業政策と一体となった雇用面の支援である「事業復興型雇用創出事業」について、基金の積み増し・実施期間の延長を行う。

## 【事業規模】

平成23年度3次補正 1,510億円の内数  
平成25年度補正予算 448億円  
平成27年度予算額 122億円

## 【事業実施期間】

平成26年度末までの事業開始（平成29年度末まで）  
→平成27年度末までの事業開始（平成30年度末まで）

## ☆ 事業復興型雇用創出事業

事業内容

- 基金の積み増し額：122億円
- 事業実施期間の延長：平成26年度末まで → 平成27年度末まで
- 対象地域：岩手、宮城、福島（岩手・宮城は沿岸部）
- 移転費助成の創設

【事業の概要】 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を実施する事業所で被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となって、雇用面から支援を行う。また、被災地の人手不足に対応するため、域外からの労働者の移転に際し、事業主が所要の費用負担を行った場合に、助成額の上乗せをする。

【対象事業所】 被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所であって、以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所（①の事業を優先的に採用）

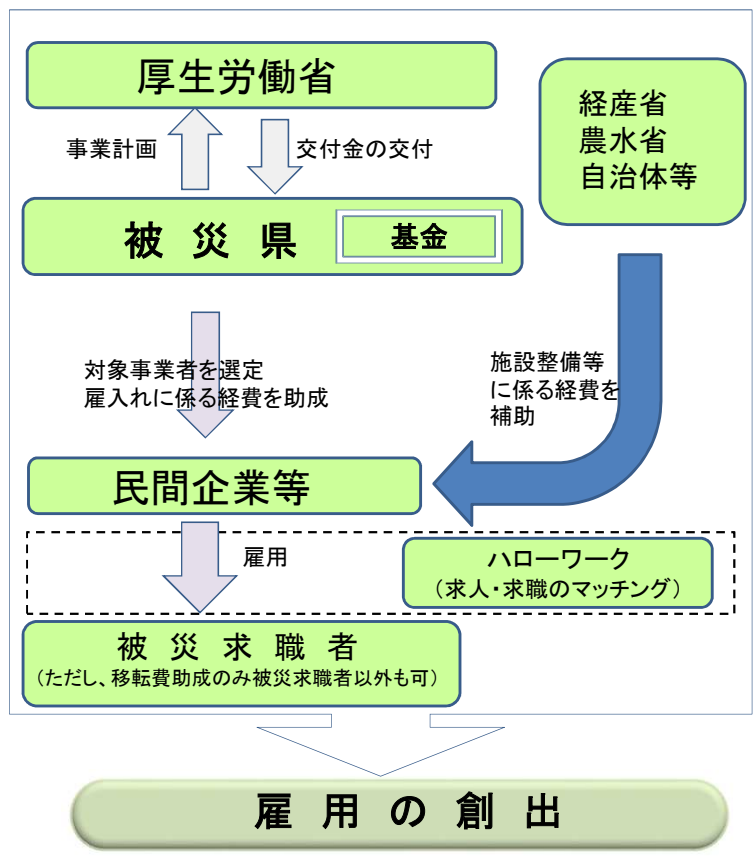
- ① 国や地方自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。）の対象となっている事業
- ② ①以外の事業で、「産業政策と一体となった雇用支援」と自治体が認める事業

【対象者】 被災求職者（ただし、移転費助成のみ被災求職者以外も可）

【助成内容】 以下の要件の下、国が示す目安を参考にしつつ、自治体が独自に設定

- 〈要件〉
- ・1事業所につき2,000万円を上限
  - ・支給額は段階的に減らす仕組みとする
  - ・②の場合、再雇用者の助成額は減額する

- 〈目安〉
- ・1人当たりの助成額225万円（3年間）  
（1年目：120万円、2年目：70万円、3年目：35万円）
  - ※短時間労働者は110万円（3年間）
  - ※上記の他、一定の範囲で移転費助成を支給





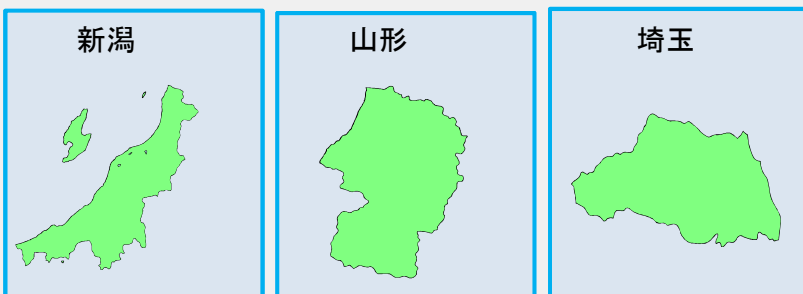
福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第68条及び第77条の規定に基づき、福島の労働者の職業の安定を図り、また、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域等からの避難者（その避難している地域に住所を移転した者を含む。）の避難先での就職支援を行うとともに、地元への帰還・就職が円滑に進むよう、就職支援体制の整備を図る。

## 避難者が多い地域

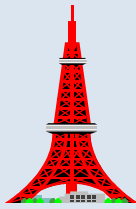
### 福島帰還希望者就職支援事業

「福島就職支援コーナー」を新潟、山形、埼玉、東京、大阪労働局管内のハローワークに設置し、福島県へ帰還して就職することを希望している避難者に対して、きめ細やかな支援を行う。  
また、福島県内の企業を集めた合同面接会を大都市圏等で実施。

### 福島就職支援コーナー設置地域



東京



大阪



### 合同面接会実施地域

## 福島県

### 福島雇用促進支援事業

福島県内のうち、避難解除区域に帰還する労働者等の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策・就職支援の取組を国が選定し、当該協議会に事業を委託して実施。

### 福島雇用創出総合支援事業

就職支援コーディネーターを配置し、福島雇用促進支援事業、地域雇用開発促進法に基づく実践型地域雇用創造事業等、市町村の実情に応じた活用方法等を提案し、福島県内の市町村での雇用創出の取組を総合的に支援。  
また、福島就職支援コーナーへの情報提供等、積極的に連携。

### 福島避難者等就職支援事業

- ① 就職支援ナビゲーターを配置し、福島県内に避難している求職者及び避難元の求職者に担当者制も含めてきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施。
- ② 福島県内避難先から従来から設置されているマザーズコーナーの運営体制を充実させ、帰還するまでの間の避難先での一時的な就業または帰還地域での就業を希望する子育て中の求職者個々の希望に応じたきめ細かな就職支援を実施。

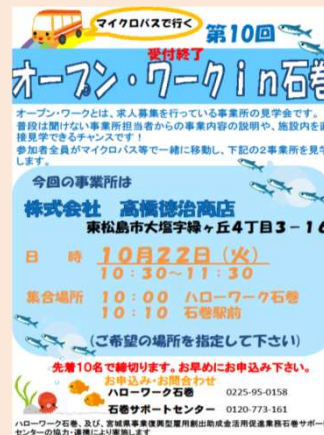
# ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援

平成27年度予算額 597億円の内数

- ハローワークが全国ネットワークを活用し、次のような職業相談・職業紹介を実施
  - (1) 除染及び復興作業により人手不足が生じうる産業の求人開拓・求人確保
  - (2) 必要な求職者に対して、担当者制による個別支援、訓練への誘導など、きめ細かな就職支援の実施  
また、個別相談の際に、就職先が未決定な理由等も把握し、求人情報等を郵送等により提供
  - (3) 広域職業紹介の実施
    - ・全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施。
  - (4) 出張相談の実施
    - ・ハローワークから仮設住宅等へ出向き、職業相談、雇用保険の手続きの相談、労働相談、メンタルヘルス相談等を実施
  - (5) 職場見学会、合同就職面接会を開催
    - ・水産加工業等、地元企業への職場見学会、地方自治体等とも協力した就職面接会を開催



職業相談の様子



職場見学会案内



合同就職面接会

## ○経緯

東日本大震災発生からまもなく4年になろうとしている中、岩手、宮城、福島  
の被災3県の復旧・復興については全体としては着実に進んでいる。今後、復興  
をより一層円滑に進めていくため、人材確保の観点から、厚生労働省内で職業安  
定局を中心としたプロジェクトチームを立ち上げ、被災地に赴いて現地の関係者  
と意見交換し被災地の現状を確認するとともに、それに対する対応としてどのよ  
うなことが可能なのか、検討を行った。

## ○プロジェクトチームの活動実績

- 平成26年9月26日 第1回会合
- 11月11日～18日 被災3県へ赴いての意見交換  
(自治体担当部局、県建設業協会等業界団体、地元企業、労働局等)
- 12月18日 第2回会合  
(復興庁・国土交通省オブザーバー参加)
- 平成27年1月13日 第3回会合
- 1月20日 対策のとりまとめ・公表

# 被災3県の現状(現地意見交換会での意見をもとに記載)

## ○3県の現状

- ・岩手県及び宮城県においては、以前より求人数の逼迫の度合いが緩んできているが、求職者も概ね減少傾向にあるため人材確保は引き続き実施していく必要がある。(別添1-1、1-2参照)
- ・福島県については、求人数が増加傾向及び求職者は減少しており、引き続き人材確保を実施していく必要がある。(別添1-1、1-2参照)
- ・今後は大規模な宅地造成事業(まちづくり)が完成し(※)、それに伴い住宅の建設本格化が予想され、建設関係職種(特に大工、鉄筋、型枠、とび)の更なる人材確保が必要となる。(即戦力確保)(別添1-3参照)
- ・復興需要後の先行きが見えないことから、新規採用については慎重になっている事業者が多い。
- ・県内における求職者の減少に伴い、遠方からの人材確保の必要性が出てくるため、労働者のための宿舎に関する負担(費用、用地の不足)が大きくなる。

※復興庁「住まいの復興工程表」<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-12/20141031173846.htm>参照

## ○各県における現状

### 岩手県

公共土木・まちづくり・住宅

- ・他県と比べて賃金が低い、また、他県から人材を確保するに当たっても宿舎がない、という2つの壁があり、人材の確保が難しい状況。

### 宮城県

公共土木・まちづくり・住宅

- ・復興JVの活用等により人材の確保は進んでいるが、今後復興の加速化により、更なる人材の確保が必要となる。

### 福島県

除染・公共土木・まちづくり・住宅

- ・除染作業の賃金が高く、業者・労働者とも除染に流れている。
- ・労働者を雇用するための宿舎が不足している。

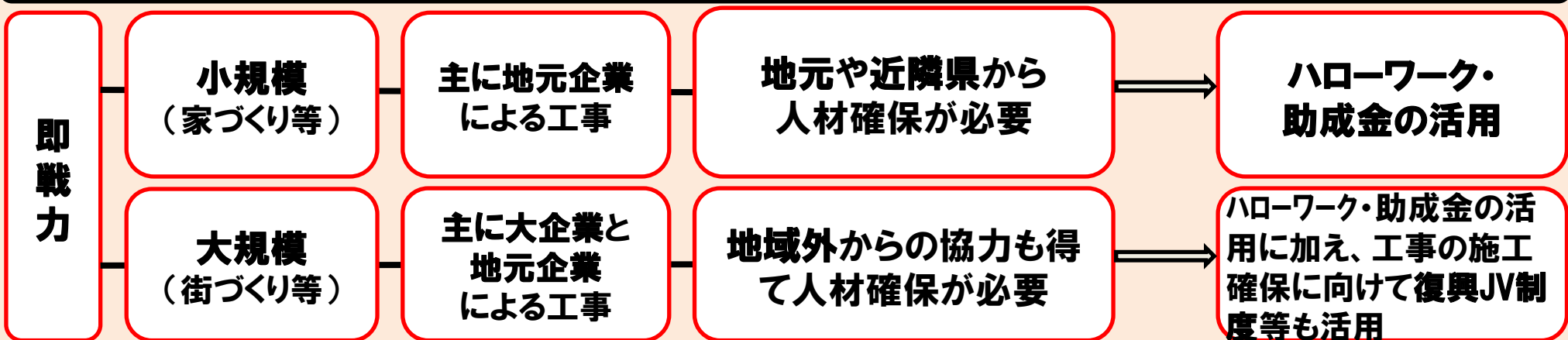
# 被災3県における課題

被災地においては、今後住宅の建設が本格化することから、「**即戦力**」の確保が必要。

- ① 復興のスピードを上げていくために、**即戦力人材の確保**が必要
- ② 今後増える**住宅の自力再建**を担う地元企業の人材確保が必要
- ③ 継続的に建設業における担い手を確保及び育成するための**雇用管理改善**(※)・**人材育成**が必要

(※)魅力ある職場づくりのために、評価処遇制度、賃金体系制度、諸手当制度及び段階的な研修制度等を導入すること。

## ○被災地における人材確保のイメージ(意見交換会の意見から厚労省として考えるイメージ)



## 厚生労働省における被災地への対策

- ① 復興のスピードを上げていくために、**即戦力人材の確保**が必要
- ② 今後増える**住宅の自力再建**を担う地元企業の人材確保が必要

### → マッチングの強化

#### ○建設人材確保プロジェクト実施ハローワークの拡大

- ・被災3県において、建設人材の求人充足をきめ細かく支援する建設人材確保プロジェクトの実施ハローワークを拡大。建設関係職種の未充足求人へのフォローアップの徹底や求職者に対する建設求人の最新動向に関する情報提供のほか、業界団体とも連携しながら就職面接会等を積極的に実施。

### → 宿舍助成の緩和

#### ○宿舍助成対象の拡大（H27年度政府予算案計上）

- ・特に求職者が減少している中で、被災地の建設業者の求人を広域的に充足するため、共同生活を行う寄宿舍への助成だけでなく、事業主が新たに労働者を雇用するためにアパート・マンションを借りた場合にも経費を助成。

○共同生活を行う寄宿舍(リース)



○共同生活を行う寄宿舍(リース)

○アパート、マンション(借り上げ)

- ・対象労働者：遠隔地より新たに採用された建設労働者
- ・対象期間：1ヵ月～12ヵ月
- ・支給額：家賃の2/3  
※1室あたり3万円/月を上限

## 厚生労働省における被災地への対策

### ③ 継続的に建設業における担い手を確保及び育成するための雇用管理改善・人材育成が必要



魅力ある職場作りの推進

職業訓練の充実

- 雇用管理制度導入に係るコンサルティング支援（H27年度政府予算案計上）
  - ・ 業界団体等に委託し、雇用管理制度導入に係るコンサルティングや好事例等のセミナーを実施。
- 中小建設事業主等の認定職業訓練等への支援の充実（H27年度政府予算案計上）
  - ・ 認定職業訓練制度等の充実や業界団体等と連携した人材育成事業（「建設労働者緊急育成支援事業（仮称）」）を実施。
- 地域人づくり事業（平成25年度補正予算で県に基金を交付）、震災等対応雇用支援事業（平成27年度政府予算案計上、県の基金を積み増し）の推進
  - ・ 建設業における雇用拡大や処遇改善を図るため、基本技能やクレーン技術等の講習会、女性や若年者の活用に向けた雇用管理コンサルティング、若年者の交流による定着促進等の事業を県及び市町村を主体として実施。効果的な事業計画となるよう労働局及びハローワークが支援。

## 対策の実施方法

- 建設人材確保プロジェクト実施ハローワークを中心に、今回とりまとめられた対策について、地元市町村、業界団体に対して周知し、連携して実効的に取り組んでいく。
- 予算関連事業については、予算成立後直ちに実行していけるよう、準備を進めていく。

# 【別添1-1】被災3県における有効求人人数

出典：職業安定業務統計

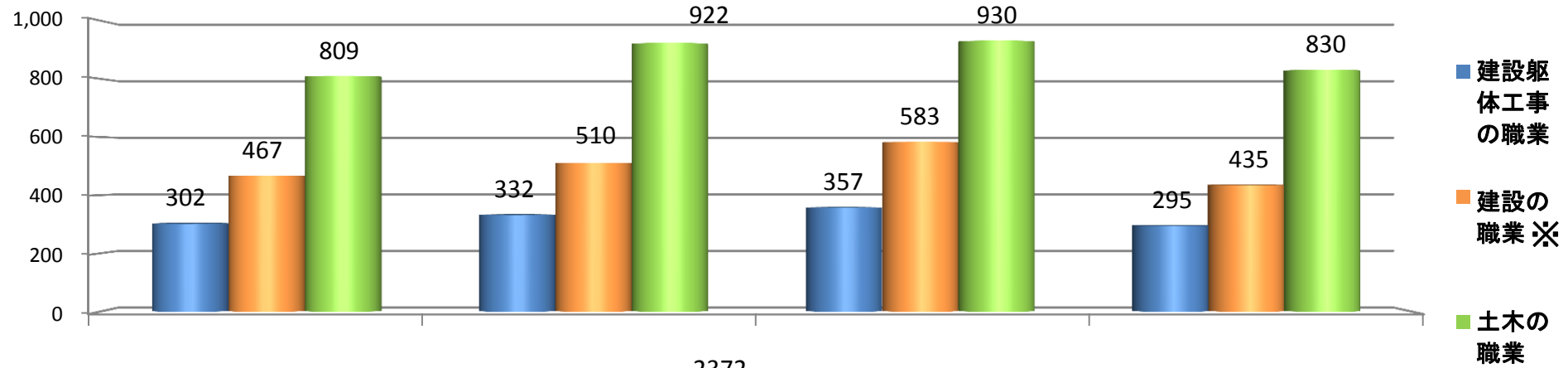
2011.11

2012.11

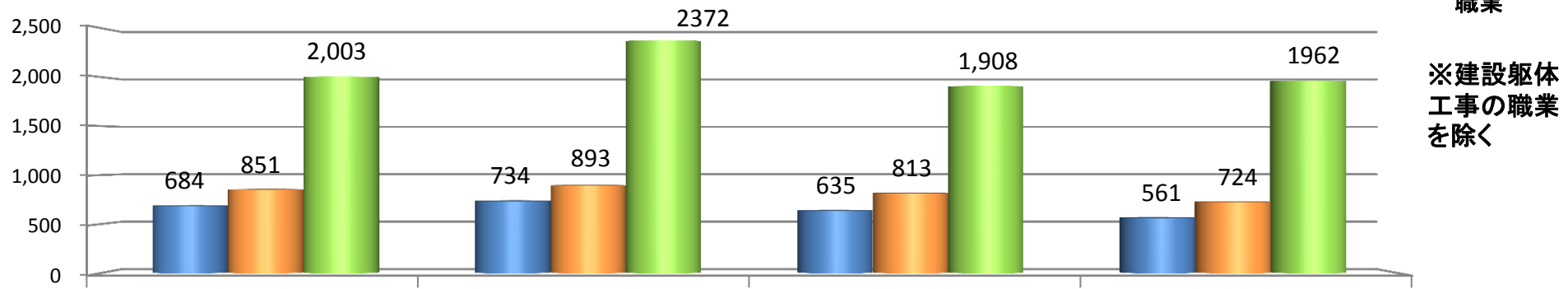
2013.11

2014.11

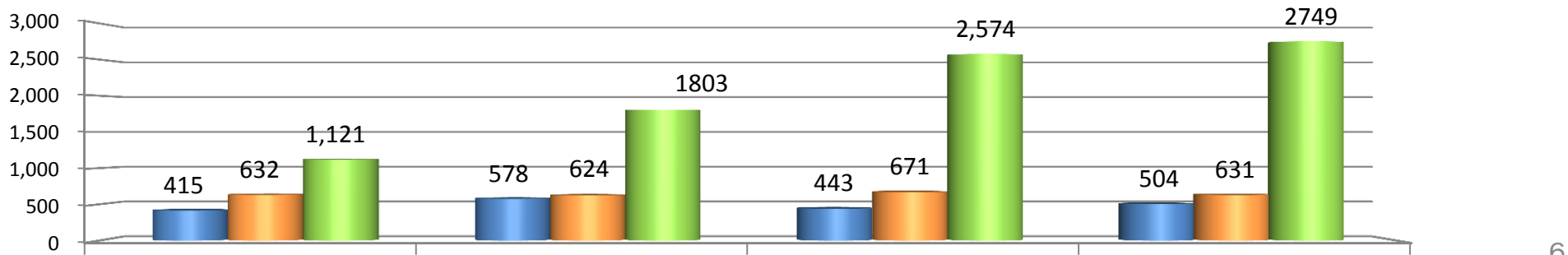
岩手



宮城



福島



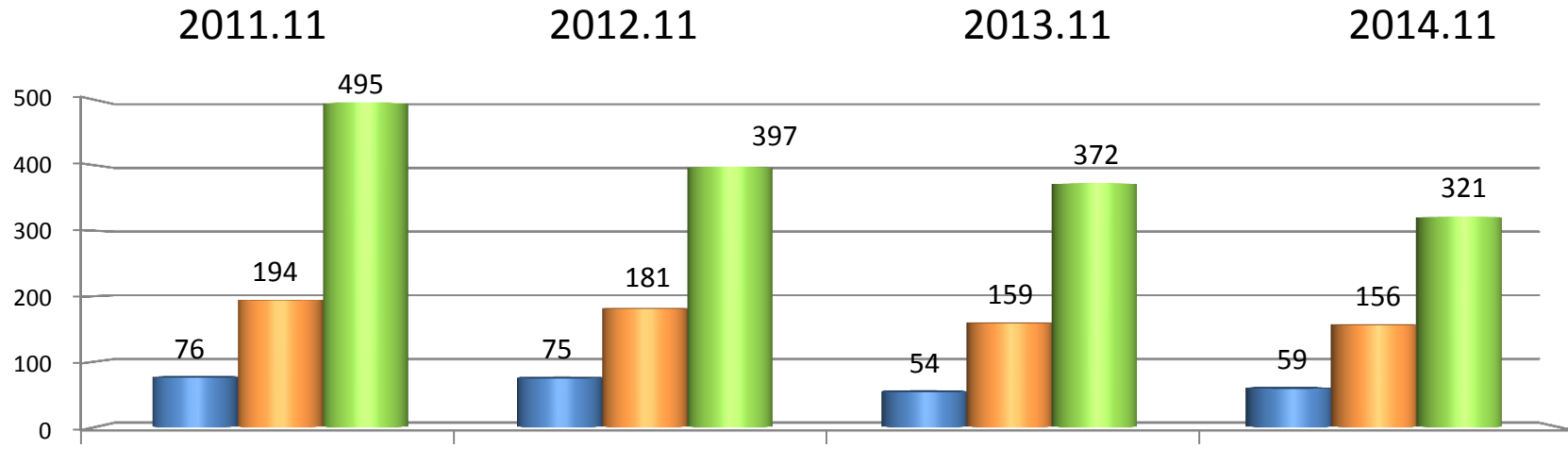
※建設躯体工事の職業を除く



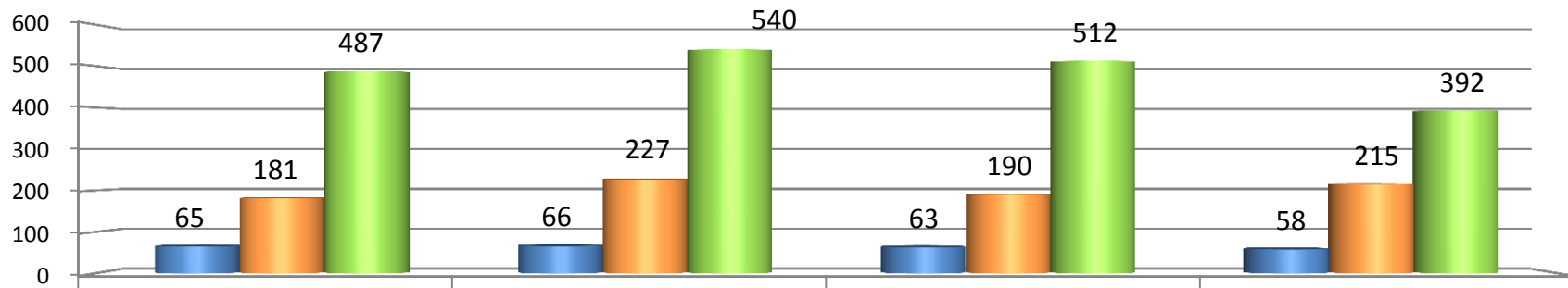
# 【別添1-2】被災3県における有効求職者数

出典：職業安定業務統計

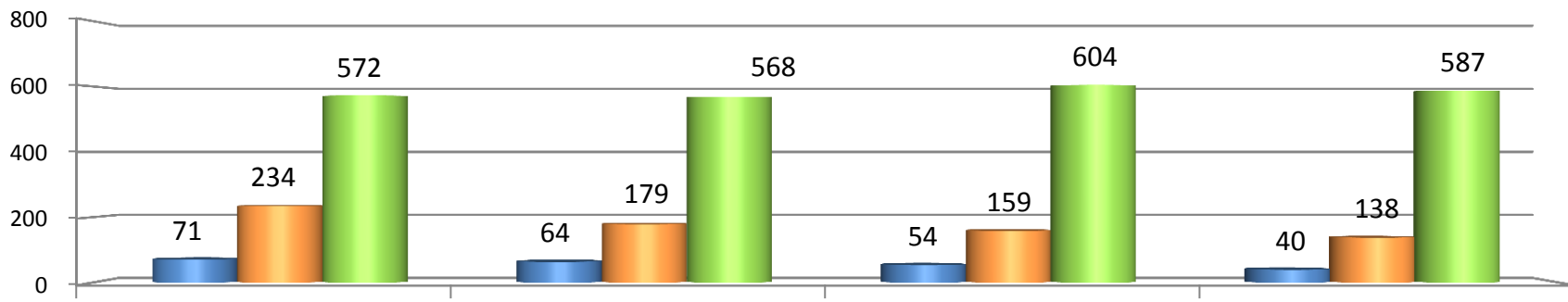
岩手



宮城



福島



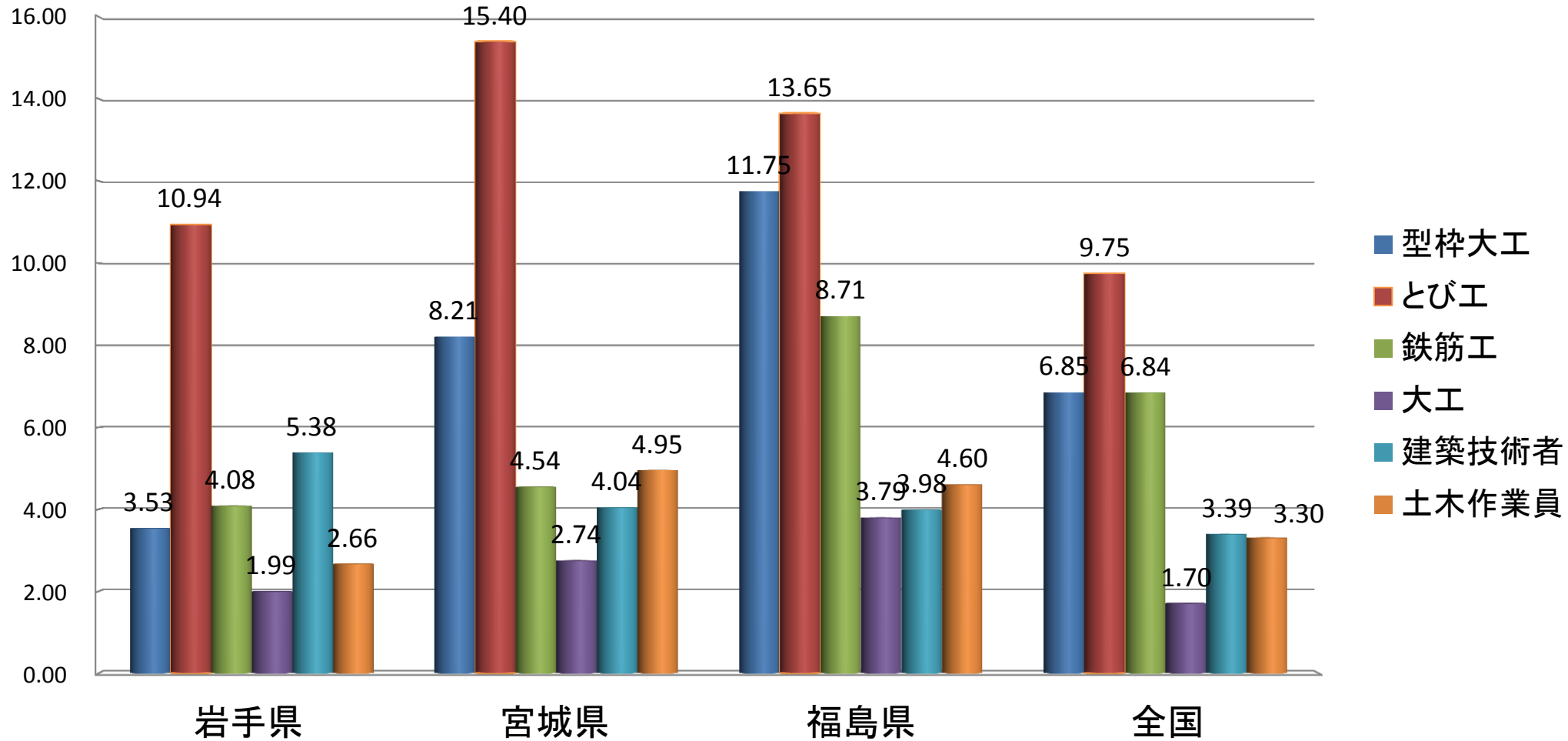
■ 建設躯体工事の職業  
 ■ 建設の職業※  
 ■ 土木の職業

※建設躯体工事の職業を除く

# 【別添1-3】被災3県における有効求人倍率

出典：職業安定業務統計

## 2014年11月



## 趣旨

被災地において、住宅再建やまちづくり等の復興事業では、工程や目標を示し、加速化を図ることとしている。しかし、これらの事業の円滑な推進に当たっては、所在者不明土地の扱い、埋蔵文化財の調整、資材等の不足、入札不調などの問題が存在し、これらへの迅速かつ適切な対応が必要である。このため、復興大臣の下に関係省庁の局長級を構成員とする「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を立ち上げ、具体的な対応策を実現し、復興事業の加速化を進める。

## 構成員

復興大臣  
復興庁事務次官  
復興庁統括官  
総務省大臣官房総括審議官  
法務省民事局長  
文化庁次長  
農林水産省農村振興局長  
水産庁漁港漁場整備部長  
経済産業省大臣官房地域経済産業審議官  
中小企業庁長官  
国土交通省大臣官房官庁営繕部長  
国土交通省総合政策局長  
国土交通省土地・建設産業局長  
国土交通省都市局長  
国土交通省住宅局長

## 開催実績

第1回 平成25年2月22日  
第2回 平成25年3月6日  
第3回 平成25年4月4日  
第4回 平成25年6月19日  
第5回 平成25年10月1日  
第6回 平成26年1月9日  
第7回 平成26年5月27日  
第8回 平成27年1月16日

### 被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化

地方公共団体と地域の建設関係事業者や住宅金融支援機構等が連携し、ワンストップの相談会の開催などにより、公的助成措置の周知等のほか、再建資金面での相談や住宅建設事業者の紹介等の対応を充実させつつ、以下のような被災者からの住宅再建の具体化に向けた相談への対応を強化。

#### ① 公的助成措置についての情報提供

・再建費用への補助、利子補給、融資等に関する情報を提供

#### ② 住宅金融支援機構による資金計画や融資に関する相談体制の強化

・新たに三陸地域に拠点(三陸復興支援センター(仮称))を設置し融資相談に対応

#### ③ 再建住宅の具体的なイメージや費用等の提示

・被災者の趣向に応じた住宅モデルプランや概算建設費用等を提示

#### ④ 被災者と建築士・工務店等のマッチングサービス等の強化

・工務店等をさがす被災者に対して、希望条件に合う事業者を紹介

#### ⑤ 登記や二重ローン対策に関する相談

・防集事業等による住宅ローンに係る利子補給等  
・取崩し型復興基金を活用した再建費用等への補助  
・被災者生活再建支援金の支給  
・住宅金融支援機構や民間金融機関による融資の活用



### 再建工事集中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保への支援

宅地供給後に住宅再建工事が集中し、工事従事者や住宅資材が不足する地域における以下のような地方公共団体等の取組に対し補助を行い、建設事業者による円滑な住宅再建工事の実施を支援。

#### ① 工事従事者のための仮設宿泊施設等の整備

遠隔地から工事従事者を確保する際に、沿岸部等で不足し工事円滑化のネックとなっている宿泊施設(仮設宿舎等)について、地方公共団体による整備を支援。

#### ② 円滑な工事実施のための資材確保等の支援

建設事業者等の間における住宅資材の融通や応援職人の手配を一括して媒介し支援するなど、地域の実情に応じて住宅再建工事を円滑化する方策を検討・促進。